

令和6年12月20日

正会員 各位

一般社団法人鹿児島県LPガス協会

一酸化炭素中毒事故の防止について

日頃から当協会の運営について、ご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年12月13日に県内において、屋内でガス炉を使用中に一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しました。

このことを受けて、鹿児島県消防保安課長名で、別紙「一酸化炭素中毒事故の防止について（依頼）」により事故防止を図るよう要請がありました。

今回の事故は、工業用の用途に使用中の事故ではありますが、一般消費者等の使用に類似しており、窓や扉を閉め切っていた状態で、給排気不良等が事故の原因と考えられます。

また、11月29日にも愛知県で、ガス窯点火作業中の爆発による死亡事故が発生しており、高圧ガス消費時における事故が続発しております。

については、添付の注意喚起用の書面等を使って必要な周知を実施すると共に、高圧ガス消費に係る関係基準を遵守し事故の未然防止を図られますようお願いいたします。

<関係基準>

高圧ガス保安法第24条の5

同法液化石油ガス保安規則第58条（その他消費に係る技術上の基準）